

一般財団法人広島県教育職員互助組合退職医療給付に関する規程

(昭和51年8月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則（以下「規則」という。）第4条に規定する退職医療給付につき、規則の実施のための手続きその他規則の執行に関して必要な細則を定めるものとする。

(退職医療組合員となることの申出)

第2条 規則第45条第2項に規定する退職医療組合員となることの申出は、別に定める退職医療組合員申出書により行うものとする。

(基準掛金額の納入)

第3条 規則第45条第2項に規定する基準掛金額の納入期限は、同条にいう資格喪失日から60日とする。

(退職医療組合員でなくなることの申出)

第4条 規則第45条第3項に規定する退職医療組合員でなくなることの申出は、別に定める資格喪失申出書により行うものとする。

(給付の請求)

第5条 規則第4条第1項の規定により、給付を受けるべき者が行う請求は、規則第46条から第50条までに規定する各給付につき、別に定める請求書によらなければならない。

2 規則第46条で定める給付（療養補助金）を請求するときは、請求の基礎となる療養の給付を受けたことを明らかにする書類、死亡弔慰金を請求するときには、死亡の事実及び遺族であることを証明する書類を添えて行わなければならない。

(給付の支払)

第6条 互助組合は、前条の請求があったときは、すみやかに給付の額を決定し、退職医療組合員があらかじめ指定する金融機関の口座振込により支払を行うものとする。

(住居移転等の届出)

第7条 退職医療組合員が住居を転居したとき、氏名又は金融機関の口座番号を変更したときは、別に定める変更届により互助組合に届出なければならない。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項はその都度理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

1 この規定は、昭和63年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程による改正前の財団法人広島県教育職員互助組合継続給付に関する規程に基づく、それぞれの規定及び別記様式第1号から別記様式第4号までによって作成された申出書、請求書及び届書については、施行日以降この規程による改正後の財団法人広島県教育職員互助組合退職医療給付に関する規程に基づく、それぞれの規定と読み替えて適用し、別記様式第1号から別記様式第4号までによって作成された申出書、請求書及び届書とみなし、当分の間、引き続き使用することができるものとする。

附 則（平成元年4月1日）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日）

この規程は、一般財団法人への移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。